


第 270 回 都市懇サロン レポ ー ト	「都市行政の最近の話題」		
講 師	国土交通省都市局 都市計画課 施設計画調整官 新屋千樹さん	開催日	令和 5 年 5 月 9 日(火) 18:00~20:00
講 師 プロフィール	平成8年入省。国土交通省都市局・道路局の他、都市再生機構、奈良県(道路建設課長)、沼津市(副市長)等において、都市分野、道路分野を中心に国及び地方自治体の行政実務に従事。専門は都市景観。		
お話の概要	<ol style="list-style-type: none"> コンパクト・プラス・ネットワークとウォーカブルなまちづくり <ul style="list-style-type: none"> 全国各地で立地適正化計画の策定が進んでいる。個々の自治体での策定だけでなく、複数の自治体が連携して広域でのコンパクト・プラス・ネットワークの実現のために計画を策定する事例もある。 立地適正化計画策定の検討時に整備する GIS データは令和6年度以降、国への提出を義務化する予定である。 ウォーカブルは、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造全体と地区レベルの取組を連携させていく取組である。 地域公共交通のリ・デザインのため、社会資本整備総合交付金のなかに地域公共交通再構築を追加した。 都市計画基本問題小委員会での論点 <ul style="list-style-type: none"> 公共交通軸に関する論点が挙がっており、中心市街地以外の二次拠点、三次拠点をつなぐネットワークのあり方や、公共交通軸と連携した産業・雇用の場の位置付けも重要な視点として検討されている。 都市構造再編集集中支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 地域生活拠点という概念を設け、新たな支援メニューを準備している。都市計画区域外の自治体でも活用可能である。 安全なまちづくりと防災指針 <ul style="list-style-type: none"> 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインをつくっている。 盛土による災害防止に向けた取組について <ul style="list-style-type: none"> 熱海での土石流被害を踏まえ、隙間のない規制のため、宅地以外の土捨て行為も規制の対象とした。 まちづくり DX <ul style="list-style-type: none"> 3D 都市モデルの拡充とスマートシティ形成のための支援を行っている。 		
意見交換の概要	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活拠点の支援メニューはどのような条件で適用可能か。基幹都市があり、広域的な立地適正化計画が必要か。 <p>→単独の自治体でも可能である。都市計画区域外の自治体でも地域拠点を定めることができ、適用される。ただし、その場合、施設整備は支援対象外となる。</p>		
記録者のひとこと	<p>広域的に自治体を横断して立地適正化計画が策定されているなか、官民連携の公共交通体系の確立が求められていることを感じた。《都市懇サロン運営部会 委員 氏原茂将》</p>		